

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 永見 瑞木

本論文は、18世紀後半のフランスを生きた科学者、哲学者、そして政治家であったコンドルセの政治秩序構想を明らかにする試みである。絶対王政から革命の時代にかけて活躍したコンドルセについて、従来の研究ではもっぱらその思想の集大成とされる革命期の『人間精神の進歩の歴史表の素描』が注目され、結果として、人間理性の無限の可能性を信奉する、楽観的な進歩観念の提唱者という一面的な理解が強調されてきた。これに対し本論文では、同時代の知的背景や問題関心、さらに彼の革命以前の著作、とくにアメリカ論や地方議会論に着目することで、真理や理性に基づいて秩序を上から与えるプラトンの立法者ではなく、人間の可謬性や社会の不確実性に目を向けた漸進的な改革者という新たなコンドルセ像を提示する。

さらに本論文は、コンドルセの政治学の歴史に対する重要な貢献がむしろ、革命以前の1780年代後半から暖められていた政治秩序構想にあることを示す。すなわち、コンドルセは、政治社会における法や制度、意思決定は、つねに市民による自発的な問い直しに開かれるべきであり、政治社会とはそうした継続的な反省作用によって調達される市民の信頼のうえに成り立つものであると考えていた。このような考えに基づいてコンドルセは、人民の主権行使の場としての三段階からなる地方議会を構想し、その上に国民議会を創設することを目指したのである。この時期の構想は革命勃発を受けて新たな展開をみせ、革命期のコンドルセの主張を支える基盤となった。

以下、全4章からなる本論文の内容を、構成に即して要約する。

第1章では、科学者として出発したコンドルセが、その関心を司法や政治の領域にまで拡大していった過程を追う。科学の世界を専門家だけの閉鎖的な世界と捉えないコンドルセにとって、知の発展とその社会全体への普及は、生涯にわたる主題であった。自然科学から人間精神の領域までを広く蓋然性の領域と見なし、連続的に捉えたコンドルセは、不確実な世界の中で判断、行動する手段として、「信念の根拠」としての確率論の応用可能性に期待を寄せた。とくにヴォルテールやベッカリーアの影響を受けたコンドルセは、早くから陪審制を始めとする司法改革に関心をもち、高等法院による冤罪事件などの不正に対する彼の憤りは、革命期に至るまで、司法権力による圧政に対する批判の原動力となった。さらに親しい交流のあったテュルゴの王国行政改革への協力は、彼に特権階層の抵抗による挫折の経験をもたらす一方、意見の自由や知識の普及、公論の形成、さらに社会秩序の尊重など、社会改革への視点を学ぶ機会となった。

第2章は、コンドルセの思想を、大西洋を越えたより広い文脈において再検討する。七年戦争後、米仏両国は人的交流や情報交換の活性化により、緊密な交流の時代を迎えてい

た。そのような時代において、コンドルセやテュルゴなどフランス社会の変革を望む人々にとって、独立を遂げたアメリカ社会は同時代のフランスでも広く支持されたイングランド国制に替わる、新たな模範の出現を意味した。アメリカの新たな政体を「連邦共和国」の枠組みにおいて理解し、同じ視点からフランス社会の再編を捉えようとしたテュルゴを継承したコンドルセは、アメリカ社会およびアメリカ人を、自然権の尊重、意見の自由、「完成能力」、国際平和などの観点から理解し、彼らがヨーロッパ世界に対して将来多大な貢献を成すことに期待を寄せた。ただし、コンドルセはアメリカ社会を無条件に賞賛したわけではなく、連邦憲法に対してはむしろ、古いイギリス国制の影響を見てとり、批判的であった。最終的にコンドルセは、米仏の歴史的条件や社会構造の相違を検討することで、身分的区別が存在するフランス社会の改革は、平等な代表制の原理に依拠する地方議会の確立から始める必要があると考えるに至る。交流のあったフランクリンを高く評価するなど、コンドルセにとってアメリカは、革命期に至るまで重要な参照項であり続けた。

第3章は、1780年代後半における、コンドルセによる地方議会論を中心的に検討する。テュルゴによる市町村議会の改革を、身分的区別を撤廃し、平等な代表原理を打ち立てようとする点において偉大な業績であると評価したコンドルセであるが、同時にその限界も指摘していた。すなわち、コンドルセの見るところ、テュルゴは王権の安定への配慮から、州や中央レベルの議会の設置までは意図していなかった。これに対しコンドルセは、この時期すでに、平等な代表制に基づく一院制立法府を前提とする「代表民主政」を展望していた。このような構想は、権力均衡論に基づく二院制立法府に対する批判であり、全国の地区議会を通じて表出される国民の意見を、国の立法権に対する歯止めとして制度化しようとするものであった。理想君主による上からの改革ではなく、多数の人々による協働を重視したコンドルセは、地方からの政治社会の根本的な再編を目指し、平等な代表制に基づく三段階の地方議会構想を提示した。それは、積極的に多数の市民の意見や判断を取り込んだ、市民のある種の参加に基づく政治秩序の構想であった。コンドルセはその土台のうえに、さらに将来の国民議会の創設をも展望していたのである。

しかしながら、政治状況はコンドルセの予想を超えた展開を示し、全国三部会の開催が決定される。コンドルセが地方議会論として提示した秩序構想は、新たな現実の政治状況のなかで実現すべき課題として示されることになった。

第4章は、革命期の政治状況のなかで、コンドルセが、いかなる道筋を経て、新たな共和国の秩序構想を示すに至ったかを明らかにする。全国三部会に向けて代表制についての考察を続けたコンドルセは、身分的区別を越えた国民の統合と、そのための国民議会の準備を主張する。その際、コンドルセは民衆による突発的な直接行動に対しては懐疑的であり、あくまで秩序と自由の両立を求めた。すなわち、市民の信頼の回復と、法への服従による社会秩序の安定を求める一方で、正当な政治権力の行使に向けての市民による政治権力の検証と、そのための意見表明の回路の制度化を目指したのである。コンドルセが自由な国制の必須条件としたのは、人権宣言と憲法改正のための特別議会であった。これらは

いずれも個人を無制約の権力から守り、立法権から国制自体を守る手段として位置づけられたが、とくに憲法改正のための特別議会は、定期的、あるいは人民の意志に基づいて召集され、憲法を刷新する機会とされた。さらに革命前には、理想政体ではあるものの実現性に乏しいと考えていた共和政についても、コンドルセは国王逃亡事件を機に、世襲制の廃止と合議制を中心とする執行権の実現を主張するに至った。やがて国民公会期においてコンドルセは、憲法案を通じて新しい共和国の政治秩序構想を示し、人民の平等な主権行使の場として各県に配置された第一次議会に、公職者の選出や憲法改正の手続きのほか、立法府に対する「人民の審査」と呼ばれる下からの異議申し立ての役割を与えた。革命前から暖められていたコンドルセの秩序構想は革命期において、多数の市民の検証による下からの刷新を支えとする、動的な共和国の像として結実したのである。

本論文の評価は以下の通りである。

本論文の長所としては、第 1 に、人間理性の無限の可能性を信奉する、楽観的な進歩観念の提唱者という従来のコンドルセのイメージを覆し、人間の可謬性や社会の不確実性に目を向けた漸進的な改革者という新たなコンドルセ像を示すことに成功している点である。これまでの研究においては、コンドルセの政治思想として、もっぱら革命期の『人間精神の進歩の歴史表の素描』が参照されたのに対し、本論文はむしろ、革命前のアメリカ論や地方議会論に注目することで、彼の思想の全体像を説得的に描き出している。科学者として出発したコンドルセは、むしろそうであるがゆえに、人間的事象における蓋然性についてはるかに繊細な議論を展開した。このことが革命期の政治秩序論にまで影響を及ぼしていることを示したのは、本論文の大きな意義である。

第 2 に、本論文はコンドルセの思想を、テュルゴをはじめとする同時代の政治論や、アメリカの政治家や思想家との交流と結びつけて論じているが、このことによって 18 世紀後半のフランス政治論の豊かさや、大西洋を越えた知的交流のあり方を明らかにしているのも、本論文の貢献である。旧体制末期としてくぐられがちなこの時代において、多くの政治家や啓蒙思想家が新たな秩序構想をめぐって論争を繰り広げていたが、コンドルセはまさしくそのような論争の中心にいた人物の一人である。また、イギリスに対する厳しい評価を含め、コンドルセの議論を検討することで、同時代の英米仏の知的関係をみてとることができる。このような同時代の知的文脈を示していることが、本論文の射程を広いものにしていく。

第 3 に、本論文によって示されたコンドルセ像、すなわち、不確実な世界において判断し行動するにあたって、「信念の根拠」としての確率論の有効性を高めるためにも、人々の政治参加を促し、決定の絶えざる問い直しの機会を設けることを主張したというコンドルセ像は、現代的な熟議民主主義論に対しても示唆するところが大きい。ある世代の決定が、直ちに後の世代を拘束することにコンドルセが疑問を呈した点を含め、あくまで禁欲的に行われた歴史的研究が、現代的な理論研究とも響き合う可能性を示していると言えるだろう。

う。

ただし、本論文にも、短所というべき点がないではない。

第1に、『人間精神の進歩の歴史表の素描』以前の作品に着目するという本論文のねらいは理解できるものの、結果としてコンドルセの思想において「進歩」の理念がはたした意味が必ずしも明確にされていない。コンドルセが独自の時間意識をもっていたことは本論文でも強調されているところであるが、「完成能力」論を含め、彼独自の歴史の発展の理論についてさらに踏み込んだ分析があれば、本論文のコンドルセ像はさらに深められたと思われる。

第2に、同時代のフランスにおける政治論を振り返るのであれば、テュルゴはもちろん、フィジオクラットなどについても比較の対象を拡げていけば、議論の厚みがさらに増したと思われる。地方議会改革論などについても、コンドルセとは異なる構想が存在しており、その異同を検討することで、コンドルセの独自性がより明確化されたはずである。

第3に、コンドルセの議論のうち、どこまでが彼の原理的判断によるものであり、どこまでが現実に基づく状況判断によるものであるか、判明でない部分が残る。たしかにコンドルセは人民による異議申し立てを重視したが、他方で民衆蜂起などについてはあくまで警戒的であった。政治参加の資格を土地所有者に限った初期の議論を含め、彼の議論の位置づけについては、さらなる検討の余地があるだろう。

しかしながら、以上は新たなコンドルセ像を示そうとする本論文の積極的側面と表裏をなしており、その価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。